

兵庫県公報

平成25年11月29日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（畜産課）	1
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
告 示	
○ 県民局に置く参事等の職の指定に関する規程の一部を改正する規程（人事課）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	2

公布された法令のあらまし

- 家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第45号）
家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第31号）の施行期日を平成25年12月1日とすることとした。
- 行政組織規則の一部を改正する規則（規則第46号）
家畜保健衛生所設置条例の一部改正により、洲本家畜保健衛生所の名称及び位置が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第45号

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第31号）附則に規定する規則で定める日は、平成25年12月1日とする。



行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第46号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第232条の表洲本家畜保健衛生所の項名称の欄中「洲本家畜保健衛生所」を「淡路家畜保健衛生所」に改め、同項位置の欄中「洲本市」を「南あわじ市」に改める。

第234条の表洲本家畜保健衛生所の項中「洲本家畜保健衛生所」を「淡路家畜保健衛生所」に改める。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1341号

県民局に置く参事等の職の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

県民局に置く参事等の職の指定に関する規程の一部を改正する規程

平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局に置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表淡路県民局洲本農林水産振興事務所参事の項中「洲本家畜保健衛生所長」を「淡路家畜保健衛生所長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行する。



兵庫県告示第1342号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中「洲本家畜保健衛生所」を「淡路家畜保健衛生所」に改める。